

出生・死亡登録と動態統計～現状と課題

Civil Registration and Vital Statistics (CRVS) - Situation and Challenges

林玲子（国立社会保障・人口問題研究所）

Reiko Hayashi (National Institute of Population and Social Security Research)

hayashi-reiko@ipss.go.jp

2016年4月に開催された第49回国連人口開発委員会のテーマは「ポスト2015年開発アジェンダのために人口のエビデンス・ベースを強化する」であった。その決議文には、人口データは「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の達成には人口データが必須である、という大前提のもと、センサス、世帯調査はもとより、特に出生・死亡登録と動態統計（Civil Registration and Vital Statistics : CRVS）を緊急に整備することの重要性が強調されている。国連の2010年ラウンドセンサス計画により、2005年から2014年の間に史上最多の214カ国・地域がセンサスを実施し、世帯調査もミレニアム開発目標（MDGs）を受けてほとんどすべての国で標本調査ではあるがDHS（人口保健調査）やMICSが行われるようになってきているが、出生・死亡登録に関しては、2000年から2012年にかけて、世界全体で出生届は58%から65%に、死亡届は36%から38%に増えただけであり、進展は遅く、いまだ全数登録には程遠い状態である。

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で、出生登録については目標16.9に「2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する」と明記された。死亡登録については、同様の記述はないが、目標3.4に「2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する」とされ、この目標達成を評価するためには死因別死亡率が必要であり、そのために死因を含めた死亡登録が行われることが重要となる。

国連人口部の人口推計（2015年版）において使われているデータを見ると、合計出生率に出生登録に基づく動態統計が用いられているのは、201カ国・地域（以下「国」）のうち104カ国、年齢別死亡率に死亡登録に基づく動態統計が用いられているのは112カ国である。欧州・北米は、42カ国すべての国で出生・死亡登録に基づいた動態統計が作成されているが、その数は、中南米では38カ国のうち20カ国（53%）、アジアでは51カ国のうち25カ国（49%）、大洋州では13カ国のうち5カ国（38%）、アフリカでは57カ国のうち6カ国（11%）にしか過ぎず、アフリカはもとより、欧州・北米を除くすべての地域で、いまだ出生死亡登録による統計が十分に整備されていない。

出生・死亡登録が整備されていない国では、中国、インド、バングラデシュのように、全土ではなく、標本抽出した地区の登録により動態統計を作成している国もある。また、死亡登録はあるが、死因が登録内容に含まれていない国もあり、国際疾病分類(ICD)による死因記録は望めないが口頭検死（verbal autopsy）が試験的に行われている国もある。エチオピアなどまったく出生・死亡登録の法整備がなされていない国も存在する。国の事情に応じ段階的に制度を整備するしくみが必要とされる。